

加東市森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

加東市公表第 1 号 令和 4 年 3 月 2 4 日

兵 庫 県

加 東 市

目 次

| | |
|---|------|
| I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | |
| 1 森林整備の現状と課題 | P 1 |
| 2 森林整備の基本方針 | P 1 |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針 | P 1 |
| II 森林の整備に関する事項 | |
| 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢 | P 2 |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | P 2 |
| 3 その他必要な事項 | P 4 |
| 第2 造林に関する事項 | |
| 1 人工造林に関する事項 | P 4 |
| 2 天然更新に関する事項 | P 5 |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | P 7 |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | P 8 |
| 5 その他必要な事項 | P 8 |
| 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 | |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | P 8 |
| 2 保育の種類別の標準的な方法 | P 10 |
| 3 その他必要な事項 | P 11 |
| 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | P 11 |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | P 13 |
| 3 その他必要な事項 | P 15 |
| 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | P 16 |
| 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | P 16 |
| 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | P 16 |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 | P 16 |
| 5 その他必要な事項 | P 16 |
| 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 | |
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 | P 16 |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | P 17 |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | P 17 |
| 4 その他必要な事項 | P 17 |
| 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | |
| 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | P 17 |
| 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 | P 18 |
| 3 作業路網の整備に関する事項 | P 18 |
| 4 その他必要な事項 | P 19 |

| | |
|---------------------------------------|-------|
| Ⅲ 森林の保護に関する事項 | |
| 第1 鳥獣害の防止に関する事項 | |
| 1 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法等 | P 1 9 |
| 2 その他必要な事項 | P 2 1 |
| 第2 森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 | |
| 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 | P 2 1 |
| 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） | P 2 1 |
| 3 林野火災の予防の方法 | P 2 1 |
| 4 森林病害虫等の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | P 2 2 |
| 5 その他必要な事項 | P 2 2 |
| Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 | |
| 1 保健機能森林の区域 | P 2 2 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 | P 2 2 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | P 2 3 |
| 4 その他必要な事項 | P 2 3 |
| Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項 | |
| 1 森林経営計画の作成に関する事項 | P 2 3 |
| 2 生活環境の整備に関する事項 | P 2 4 |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | P 2 4 |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項 | P 2 4 |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項 | P 2 5 |
| 6 その他必要な事項 | P 2 5 |

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の総面積は15,755haである。内、森林面積は7,707haで、総面積の48.9%を占め森林に恵まれている。森林面積の内、私有森林面積は6,187haである。そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は549haであり人工林率8.9%である。また、人工林は各地に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にある。本市の気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候となっている。台風や降雪による災害も少なく、瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低いが、降水量はやや多くなっている。

また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴がある。

近年、土砂の流出・崩壊防止の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の保全・整備が求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の持つ水源の涵（かん）養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、森林資源の充実や暮らしを守る機能の強化を図るとともに、自然との共生を進めるなど、“森林を守り、活かす”取組を進める。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵（かん）養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化または木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、本市内の森林を「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図る。特に、住宅地周辺の災害防止を目的とした里山整備や野生動物の被害を軽減する緩衝帯整備といった生活環境保全を目的とした森林整備を促進するとともに、効率的な森林施業を適正な森林経営が行われるよう必要な支援をする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、森林施業の合理化を図る必要が生じた場合は、県、市、森林所有者等の連絡を密にし、森林施業の共同化、林業担い手の確保、林業機械化の促進、国産材の流通、加工体制の整備等を有機的関連のもとに計画的、総合的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表1-1のとおりである。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

表1-1

| 地域 | 樹種 | | | | |
|----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 全域 | 35年 | 40年 | 40年 | 45年 | 15年 |

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、気候、地形、土壌等の自然状況を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採する、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成するなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。

また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせること。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く、土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こし、林地の更新及び土地の保全に支障が生じる場所で搬出する場合は、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によること。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

○人工林の場合

- ① 皆伐は、1箇所当たりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は表1-2のとおりとする。

表1-2

| 樹種 | 標準的な施業体系 | | | 主伐時期の目安 |
|-----|----------|-------|-------|---------|
| | 生産目標 | 仕立て方法 | 期待径級 | |
| スギ | 一般建築用材 | 中仕立て | 30 cm | 40年 |
| | 一般建築用材 | 中仕立て | 32 cm | 60年 |
| ヒノキ | 一般建築用材 | 中仕立て | 22 cm | 45年 |
| | 一般建築用材 | 中仕立て | 26 cm | 60年 |
| マツ | 一般材等 | 中仕立て | 20 cm | 40年 |

○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

○人工林の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。

また、単層林から複層林化を進める場合は、強度の間伐や主伐として択伐を実施していく。

○天然林の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘察し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所用の保護樹林帯を設置することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表2-1に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合、林業普及指導員又は本市担当部署とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表2-1

| 区分 | 樹種名 | 備考 |
|-----------|------------------------------------|----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ・ヒノキ・マツ等 クヌギ・ケヤキ・コナラ・アベマキ・クリ等 | |

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林は、表2-2に示す方法を標準として行うものとする。

なお、低コスト造林施業のため疎仕立てとして1,000～1,500本程度の低密度植栽を行う場合など、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合、または定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市担当部署とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

表 2 - 2

| 樹 種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) | 備 考 |
|-----|--------|-----------------|-----|
| スギ | 中仕立て | 3, 5 0 0 | |
| ヒノキ | 中仕立て | 3, 5 0 0 | |
| マツ | 中仕立て | 4, 0 0 0 | |

イ その他人工造林の方法

人工造林は、表 2 - 3 に示す方法を基準として行うものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入等、植栽時期の通年化や機械地ごしらえ等の実施による伐採更新施業の合理化・効率化に努めることとする。

表 2 - 3 : その他人工造林の標準的な方法

| 区 分 | 標 準 的 な 方 法 |
|----------|---|
| 地ごしらえの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 全刈地ごしらえの場合は正方形植えを原則とし、筋状地ごしらえの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。 裸苗、ポット苗、コンテナ苗など苗の形状に応じた適切な器具を使用して植え穴を開け、中に落ち葉や腐食が混入しないようにする。 植え付け後は根と土壌の間にすき間が生じないよう適宜踏み固める。 傾斜地においては、表土の流亡により浅植えとならないよう、必要に応じて段切りを行っただけで植え付ける。 |
| 植栽の期間 | 裸苗は 2 ~ 3 月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。 ポット苗及びコンテナ苗は、樹種の特性に配慮したうえで、厳冬期や酷暑期を避けて通年で植栽できるものとする。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は 2 年、択伐の場合は 5 年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表 2-3-1 に示すものとする。

表 2-3-1：天然更新の対象樹種

| | |
|----------------|--|
| 天然更新の対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他市内に自生し高木性の樹種を対象とする。 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。 |

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。

表 2-4-1：天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|---|------------|
| スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他市内に自生し高木性の樹種 | 10,000本/ha |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、表 2-4-2 に示す方法を基準として行うものとする。

表 2-4-2 : 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区 分 | 標 準 的 な 方 法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。 |
| 刈り出し | 天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。 |
| 植え込み | 天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。 |
| 芽かき | ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻き取るものとする。 |

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、自然条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することとして、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して次のとおり定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備 考 |
|-------|----------------------|
| 特定しない | (1) の基準を満たす市内の森林とする。 |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha(表2-4-1と同じ)とする。

5 その他必要な事項

伐採跡地の確実な更新を図るため、Ⅲ森林の保護に関する事項の第1鳥獣害の防止に関する事項の記載に基づくほか、伐採予定地周辺の鳥獣害の状況に応じた鳥獣害防止対策を検討するとともに、人工造林あるいは天然更新実施箇所の鳥獣害防止に必要な措置を実施する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし、表3-1に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表 3 - 1

| 樹 種 | 施業体系 | | 間伐時期 (年) | | | | 間伐の方法 | |
|-----|-------------------|------------------|----------|-------------|-------------|-------------|------------------|---|
| | 生 産 目 標 | 植栽本数 (ha 当たり) | 初 回 | 2 回 目 | 3 回 目 | 4 回 目 | 材積間伐率 | 選木基準 |
| ス ギ | 中径材 伐期 40 年 | 3,500 本 中仕立て | 15 | 20 | 25 | 30 | おおむね 20 ～ 30% | 間伐率は枯損や除伐で 2,900 本 (40 年生伐期)、 2,600 本 (60 年生伐期) 成 立状態から間伐を開始す るものと仮定し算出した。 初回は形質不良木から 順に選木することとする が、不良木のみでなく満遍 なく間伐を行うものとす る。 2 回目以降は、主伐時 まで残存すべき優れた形 質の木を選択し、それ以 外の木を適正な間隔をお いて選木する。 |
| | 中径材 伐期 60 年 | 3,500 本 中仕立て | 18 | 25 | 31 | 40 | | |
| ヒノキ | 柱 材 伐期 45 年 | 3,500 本 中仕立て | 22 | 30 | 37 | — | おおむね 20 ～ 30% | 間伐率は枯損や除伐で 2,400 本成立状態から間伐 を開始するものと仮定し 算出した。初回は形質不 良木から順に選木するこ ととするが、不良木のみ |

| | | | | | | |
|-----|---------|----|----|----|----|---|
| 中径材 | 3,500 本 | 22 | 30 | 37 | 45 | <p>でなく満遍なく間伐を行うものとする。</p> <p>2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔をおいて選木する。</p> |
| 伐期 | 中仕立て | | | | | |
| 60年 | | | | | | |

(注) 時期(林齢)及び材積間伐率は、地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて、調整すること。

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、10年ごととする。

標準伐期間以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、15年ごととする。

なお、過密林分等における選木基準については、かかり木や残存木への損傷を防止するため、列状に選木することを認めるものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表3-2

| 種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | | | 保育の方法 |
|------|-----|-----------------|---|----|----|----|---|
| | | 林齢 1 | 5 | 10 | 15 | 20 | |
| 下刈 | スギ | ① | ⑧ | | | | <p>植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は造林木の生長が最盛期となる直前とし、6～8月頃を目安とする。</p> |
| | ヒノキ | ① | ⑩ | | | | |
| つる切り | スギ | ① | ⑧ | | | | <p>下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。</p> <p>実施時期は、6～7月頃を目安とする。</p> |
| | ヒノキ | ① | ⑩ | | | | |

| | | | | | |
|--------|-------------|--|--|-------------------------|---|
| 除 伐 | ス ギ | | | ⑧ 1 回 | 下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、8～10月頃を目安とする。 |
| | ヒ ノ キ | | | ⑩——⑮ 2 回 | |
| 枝 打 | ス ギ | | | ⑧ ——— ⑮ 3 回（打ち上げ 4m） | 林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防・材の完満度を高めるために行う。実施時期は樹木の生長休止期とする。 |
| | ヒ ノ キ | | | ⑩ ——— ⑮ 4 回（打ち上げ 6m） | |

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵（かん）養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

| 地域 | 樹種 | | | | |
|----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 全域 | 45年 | 50年 | 50年 | 55年 | 25年 |

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能・土壌保全機能が高い森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの

④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定め、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 地 域 | 樹 種 | | | | |
|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 全 域 | 56年 | 64年 | 64年 | 72年 | 24年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。ただし、天然下種更新やぼう芽更新で十分に更新が図られる場合はこの限りではない。

【別表 1】

| 区 分 | 地域 | 森林の区域 |
|--|----|--|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 23 | 17, 27～33, 50 |
| | 24 | 該当なし |
| | 25 | 該当なし |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 23 | 4～10, 12～15, 18, 21, 22, 24～26, 40, 41, 43, 46, 47, 52, 53, 55 |
| | 24 | 3, 5～12 |
| | 25 | 7～9, 13～16, 18～22, 25, 29, 41, 43, 44, 46, 52, 54 |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 23 | 1～26, 42～47, 51, 52, 59～66 |
| | 24 | 1～15 |
| | 25 | 54 |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 23 | 1, 11～16, 26, 29, 30, 34～45, 47～49, 51～59, 62, 66 |
| | 24 | 4, 6, 7, 9～11, 13 |
| | 25 | 10～25, 28, 32, 42, 53 |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 23 | 42 |
| | 24 | 該当なし |
| | 25 | 該当なし |

【別表 2】

| 施業の方法 | | 地域 | 森林の区域 |
|-----------------------------|-----------------------------------|----|---|
| 伐期の延長を推進すべき森林 | | 23 | 27, 28, 31～33, 50 |
| | | 24 | 該当なし |
| | | 25 | 1～6, 26, 27, 30, 31, 33～40 45, 47～51, 55 |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | | 23 | 1～26, 29, 30, 34～49, 51～66 |
| | | 24 | 1～15 |
| | | 25 | 7～25, 28, 29, 32, 41～44, 46, 52～54 |
| 複層林施業 を推進すべ き森林 | 複層林施業を推進すべき 森林（択伐によるものを 除く） | 23 | 該当なし |
| | | 24 | 該当なし |
| | | 25 | 該当なし |
| | 択伐による複層林 施業を推進すべき 森林 | 23 | 該当なし |
| | | 24 | 該当なし |
| | | 25 | 該当なし |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進 すべき森林 | | 23 | 該当なし |
| | | 24 | 該当なし |
| | | 25 | 該当なし |

3 その他必要な事項

1 及び 2 のほか、必要に応じて、1 に示す公益的機能別施業森林以外の市町村が独自に設定する森林の整備等について必要な事項を記載する。

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を行う。

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林経営の森林組合等への委託を促進して、森林施業の集約化を図り、不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保による森林の整備に努めるものとし、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」の育成を図り、提案型による集約化施業の推進を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤が無いよう同意のうえ行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容について関係者間で確認を行うこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責任を明確化するとともに、経営管理が行われていない私有人工林について、所有者の意向等の状況調査を行い、経営管理権を集積する必要性、妥当性などを評価する。

(2) 活用に当たっての考え方

区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理集積計画の策定などを進める。優先度については、森林資源情報を活用し、林業適地診断の手法等を用いて、決定する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、人工林が分散しているため、森林施業の個々による共同化は困難な状況である。そのため、広域的な事業を展開している北はりま森林組合が行う施業請負等により、森林施業が実施できる場合は、積極的に支援する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を実施する場合は、市内に森林施業者がほとんどいない状況では、市が主導的に森林の整備を促進する必要がある。そのため、森林所有者に対し、北はりま森林組合を活用した、施業の共同化による森林整備の働きかけを行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同で森林施業を行う者（以下「共同施業者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表7-1に記載するほか、II森林の整備に関する事項の第1森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）の2立木の伐採（主伐）の標準的な方法の記載に基づく。

表7-1

| 区分 | 作業システム | 路網密度 (m/ha) | | |
|--------------------|---------------|-------------|----------|-----------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |
| 緩傾斜地 (0° ~15°) | 車両系 作業システム | 35 ~ 50 | 65 ~ 200 | 100 ~ 250 |
| 中傾斜地 (15° ~30°) | 車両系 作業システム | 25 ~ 40 | 50 ~ 160 | 75 ~ 200 |
| | 架線系 作業システム | 25 ~ 40 | 0 ~ 35 | 25 ~ 75 |
| 急傾斜地 (30° ~35°) | 車両系 作業システム | 15 ~ 25 | 45 ~ 125 | 60 ~ 150 |
| | 架線系 作業システム | 15 ~ 25 | 0 ~ 25 | 15 ~ 50 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 作業システム | 5 ~ 15 | — | 5 ~ 15 |

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を図示する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を行うこととする。

単位 延長：km 面積：ha

| 開設/拡張 | 種類 | (区分) | 位置 | 路線名 | (延長及び箇所数) | (利用区域面積) | うち前半5年分 | 対図番号 | 備考 |
|-------|------|------|----|-----|-----------|----------|---------|------|----|
| 開設 | 該当なし | | | | | | | | |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

1 から 3 までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項について表 7-2 に記載する。

表 7-2

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対凶番号 | 番号 |
|-------|----|----|------|----|
| 該当なし | | | | |

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法等

(1) 区域の設定

対象鳥獣はシカとし、鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定めるものとする。
なお、区域は林班を単位とする。

(2) 鳥獣害防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせる行うこととする。

また、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、単木防除資材の設置、剥皮防止帯設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの
いう。）誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【鳥獣害防止森林区域】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | | 面積 (ha) |
|---------|--------------|----|---------|
| ニホンジカ | 加東市 (旧社町) | 1 | 9.52 |
| ニホンジカ | | 33 | 68.34 |
| ニホンジカ | | 34 | 45.96 |
| ニホンジカ | | 35 | 54.29 |
| ニホンジカ | | 36 | 25.79 |
| ニホンジカ | | 37 | 41.35 |

| | | | |
|-------|--------|----|-------|
| ニホンジカ | | 38 | 50.25 |
| ニホンジカ | | 39 | 32.68 |
| ニホンジカ | | 40 | 29.02 |
| ニホンジカ | | 41 | 59.47 |
| ニホンジカ | | 42 | 48.59 |
| ニホンジカ | | 43 | 52.31 |
| ニホンジカ | | 48 | 71.51 |
| ニホンジカ | | 49 | 19.59 |
| ニホンジカ | 加東市 | 1 | 44.03 |
| ニホンジカ | (旧滝野町) | 2 | 32.64 |
| ニホンジカ | | 9 | 48.71 |
| ニホンジカ | 加東市 | 11 | 26.04 |
| ニホンジカ | (旧東条町) | 12 | 68.45 |
| ニホンジカ | | 13 | 51.71 |
| ニホンジカ | | 14 | 70.49 |
| ニホンジカ | | 15 | 33.14 |
| ニホンジカ | | 16 | 21.90 |
| ニホンジカ | | 17 | 29.52 |
| ニホンジカ | | 18 | 50.24 |
| ニホンジカ | | 19 | 54.05 |
| ニホンジカ | | 20 | 56.36 |
| ニホンジカ | | 21 | 84.77 |
| ニホンジカ | | 22 | 74.19 |
| ニホンジカ | | 23 | 20.36 |
| ニホンジカ | | 24 | 25.42 |
| ニホンジカ | | 25 | 48.83 |
| ニホンジカ | | 26 | 33.44 |
| ニホンジカ | | 27 | 33.36 |
| ニホンジカ | | 28 | 33.40 |
| ニホンジカ | | 29 | 10.01 |
| ニホンジカ | | 30 | 7.22 |
| ニホンジカ | | 33 | 35.88 |

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めるものとする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

また、市町は必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等を行うものとする。

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

① 松くい虫被害対策

松くい虫被害対策については、予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止する。また、環境に配慮した防除を推進するため、被害木のチップ化による駆除等により、農薬使用の軽減及び被害木の有効利用（破砕材のパルプ材等への利用）に努める。

② ナラ枯れ被害対策

県下で被害が拡大しているナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備をし、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。

また、火入れを行う者（火入責任者）は、加東市火入れに関する条例に基づく、火入れ許可書の交付を受け、関係者の指示に従わなければならない。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を行う場合とし、火入れを行う前日までに、消防、地区消防分団長、隣接する所有者（自治会）に必ず通知、連絡を行うこととする。

なお、火入れの際に、気象条件により強風・異常乾燥注意報など火災警報など発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|----|
| 該当なし | |

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

表9-1に掲げる森林については、森林浴、自然観察、キャンプ場等に適した森林として、広く利用に供するための適切な施業と施設の整備の一体として推進するものとする。

表9-1：保健機能森林の区域

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | 備考 |
|-------|-----|---------------|-----|-----|------|----|-----|----|
| 位置 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 該当なし | | | | | | | | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調の変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導等することを旨として、表9-2に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

表9-2：保健機能森林の区域の森林における施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|--|
| 伐採 | 択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とする。ただし、森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則第3条の別表1の(1)、(2)に相当するときは皆伐を行うことができる。伐採後は、速やかに植栽又は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮す |
| 造林 | |

| | |
|----|--|
| 保育 | る。景観の向上に資するよう、必要に応じて笹の刈り払いを行う。人工林については、間伐、枝打を実施し長伐期非皆伐の林分に誘導する。広葉樹及び松林については、除伐、枝払い等の施業を実施し、森林レクリエーションの場としての快適な森林空間に誘導する。 |
|----|--|

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、表9-3に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

(1) 森林保健施設の整備

表9-3-(1)

| 施設の整備 |
|---|
| ① 整備することが望ましい施設 |
| 案内板、ベンチ、管理道路、作業道、遊歩道及びこれらに類する施設 |
| ② 留意事項 |
| ア. 土地の形質の変更を伴う施設整備に当たっては、土砂流出等の災害に十分配慮し、必要に応じて、擁壁、排水路、貯水池等の保全施設を設置する。 |
| イ. 利用者の安全確保のために必要な措置（手すり、柵等の設置）を講じること。 |
| ウ. 山火事防止のために必要な措置を講じること。 |
| エ. 農薬使用に当たっては、農薬取締法により登録された農薬を使用すること。 |
| オ. 利用者の利便性、快適性を確保するよう施設の維持管理に努めること。 |

(2) 立木の期待平均樹高

表9-3-(2)

| 樹種 | 期待平均樹高 | 備考 |
|-----|--------|----|
| スギ | 18m | |
| ヒノキ | 18m | |
| その他 | 14m | |

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林保全機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について次のとおり定めるものとする。

| 区域名 | 林 班 | 区域面積(h a) |
|-----|------|-----------|
| 旧社 | 1～66 | 3,419.16 |
| 旧滝野 | 1～15 | 350.53 |
| 旧東条 | 1～55 | 2,341.24 |

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することによって代えることができる。

(2) その他

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境施設の整備計画については、下表の通りとする。

生活環境施設の整備計画

| 施設の種類 | 位 置 | 規 模 | 対図番号 | 備 考 |
|-------|-----|-----|------|-----|
| 該当なし | | | | |

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

近年、森林の公益的機能に対する関心が高まっていることから、今後は、地域住民等が森林整備に積極的に参画できるよう推進する。一方間伐などの体験活動を通じて森林環境教育等への森林利用を推進する。

また、環境の保全、水害の防止等、多岐の機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、企業の社会貢献活動を活用した「企業の森」の推進による関係機関への働きかけを通じて、市民が参画できる里山管理などにより森林保全に努めていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用や、都市との交流を森林を介して行い山村の活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は下表のとおりとする。

森林の総合利用施設の整備計画

| 施設の種類 | 現 状 (参考) | | 将 来 | | 対 図 番 号 |
|-------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | 位 置 | 規 模 | 位 置 | 規 模 | |
| 該当なし | | | | | |

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、小中学校等の教育団体による森林・林業教室の開催等積極的に活用するものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで本市においても、他の市町村から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、本市からも森林ボランティア団体が継続して活動できる受け入れ情報を発信するなど、市民に情報提供していくこととする。

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

(2) 市行造林の整備に関する事項

本市は現在人工林を中心に森林を管理しており、人工林については森林組合に保育、間伐等を委託し実施することとする。

(3) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限に従い施業を実施するものとする。

(4) 森林施業共同化重点実施地区に関する事項

本市における、従前より森林施業共同化重点実施地区において基幹路網の継続的な開設を行っているものは、次の表によるものとする。

単位 面積：ha

| 路線名 | 地区の名称 | 地区の所在 | 区域面積 | 備 考 |
|------|-------|-------|------|-----|
| 該当なし | | | | |

付属参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

| | | 総計 | | | 0～14歳 | | | 15～29歳 | | |
|------------|------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 実数 (人) | H22年 | 40,181 | 19,738 | 20,443 | 5,805 | 2,927 | 2,878 | 6,697 | 3,343 | 3,354 |
| | H27年 | 40,310 | 19,619 | 20,691 | 5,426 | 2,727 | 2,629 | 6,524 | 3,166 | 3,358 |
| | R2年 | 40,645 | 19,956 | 20,689 | 5,119 | 2,569 | 2,550 | 6,336 | 3,161 | 3,175 |
| 構成比 (%) | H22年 | 100 | 49.1% | 50.9% | 14.4% | 7.3% | 7.2% | 16.7% | 8.3% | 8.3% |
| | H27年 | 100 | 48.6% | 51.3% | 13.5% | 6.8% | 6.5% | 16.2% | 7.9% | 8.3% |
| | R2年 | 100 | 49.1% | 50.9% | 12.6% | 6.3% | 6.3% | 15.6% | 7.8% | 7.8% |

| 30～44歳 | | | 45～64歳 | | | 65歳以上 | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 8,216 | 4,239 | 3,977 | 10,602 | 5,400 | 5,202 | 8,861 | 3,829 | 5,032 |
| 7,871 | 4,051 | 3,820 | 10,127 | 5,093 | 5,034 | 10,362 | 4,582 | 5,780 |
| 7,106 | 3,684 | 3,422 | 10,402 | 5,279 | 5,123 | 10,757 | 4,785 | 5,972 |
| 20.4% | 10.5% | 9.9% | 26.4% | 13.4% | 12.9% | 22.1% | 9.5% | 12.5% |
| 19.5% | 10.0% | 9.5% | 25.1% | 12.6% | 12.5% | 25.7% | 11.4% | 14.3% |
| 17.5% | 9.1% | 8.4% | 25.6% | 13.0% | 12.6% | 26.5% | 11.8% | 14.7% |

※ 国勢調査報告による

② 産業部門別就業者数等

| | 年次 | 総数 | 第1次産業 | | | | 第2次産業 うち木材・ 木製品製造業 | 第3次 産業 | |
|------------|------|--------|-------|------|------|-------|--------------------------|-----------|--------|
| | | | 農業 | 林業 | 漁業 | 小計 | | | |
| 人数 (人) | H17年 | 20,130 | 1,175 | 1 | 2 | 1,178 | 8,004 | — | 11,500 |
| | H22年 | 19,878 | 893 | 0 | 0 | 893 | 8,070 | — | 10,915 |
| | H27年 | 19,750 | 910 | 3 | 0 | 913 | 7,070 | — | 11,210 |
| 構成比 (%) | H17年 | 100.0% | 5.8% | 0.0% | 0.0% | 5.9% | 39.8% | — | 57.1% |
| | H22年 | 100.0% | 4.5% | 0.0% | 0.0% | 4.5% | 40.6% | — | 54.9% |
| | H27年 | 100.0% | 4.6% | 0.0% | 0.0% | 4.6% | 35.8% | — | 56.8% |

※ 国勢調査報告による

(2) 土地利用

| | 年次 | 総土地面積 | 耕地面積 | | | | | | | 草地面積 | 林野面積 | | | その他面積 |
|------------|------|--------|-------|-------|------|------|----|----|---|------|-------|-------|------|-------|
| | | | 計 | 田 | 畑 | 樹園地 | | | 計 | | 森林 | 原野 | | |
| | | | | | | 果樹園 | 茶園 | 桑園 | | | | | | |
| 実数 (ha) | H22年 | 15,755 | 2,455 | 2,409 | 34 | 12 | — | — | — | 11 | 7,815 | 7,815 | 0 | 5,474 |
| | R2年 | 15,755 | 2,251 | 2,198 | 39 | 14 | — | — | — | 11 | 7,738 | 7,738 | 0 | 5,755 |
| 構成比 (%) | H22年 | 100.0% | 15.6% | 15.3% | 0.2% | 0.1% | — | — | — | 0.1% | 49.6% | 49.6% | 0.0% | 34.7% |
| | R2年 | 100.0% | 14.3% | 14.0% | 0.2% | 0.1% | — | — | — | 0.1% | 49.1% | 49.1% | 0.0% | 36.5% |

2010年世界農林業センサス、2020年農林業センサス

(3) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

| 保有形態 | | 総面積 | | 立木地 | | | 人工林率 (B/A) |
|------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------------|
| | | 面積 (A) | 比率 | 計 | 人工林 (B) | 天然林 | |
| 総数 | | ha | % | ha | ha | ha | % |
| | | 7707.33 | 100.0% | 7383.49 | 1031.10 | 6352.39 | 13.4% |
| 国有林 | | 1256.59 | 16.3% | 1196.25 | 481.76 | 714.49 | 38.3% |
| 公有林 | 計 | 339.81 | 4.4% | 328.98 | 21.05 | 307.93 | 6.2% |
| | 都道府県有林 | 211.63 | 2.7% | 205.23 | 7.23 | 198.00 | 3.4% |
| | 市町村有林 | 128.18 | 1.7% | 123.75 | 13.82 | 109.93 | 10.8% |
| | 財産区有林 | — | — | — | — | — | — |
| 私有林 | | 6110.93 | 79.3% | 5858.26 | 528.29 | 5329.97 | 8.6% |

- 1 国有林については兵庫森林管理署による聞き取り
- 2 その他については令和元年度森林簿による

②在（加東市）者・不在（加東市）者別私有林面積

| | 年次 | 私有林 合計 | 在（加東市）者 面積 | 不在（加東市）者面積 | | |
|------------|------|-----------|---------------|------------|-------|-------|
| | | | | 計 | 県内 | 県外 |
| 実数 (ha) | H12年 | 6,081 | 3,696 | 2,385 | 999 | 1,386 |
| | H28年 | 6,476 | 4,292 | 2,184 | 888 | 1,296 |
| | R1年 | 6,110 | 4,159 | 1,951 | 666 | 1,285 |
| 構成比 (%) | H12年 | 100.0% | 60.8% | 100.0% | 41.9% | 58.1% |
| | H28年 | 100.0% | 66.3% | 100.0% | 40.7% | 59.3% |
| | R1年 | 100.0% | 68.1% | 100.0% | 34.1% | 65.9% |

令和元年度森林簿による

③民有林の齢級別面積

単位 面積 (ha)

| | 総数 | 齢級 | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|---------|------|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11以上 | |
| 民有林合計 | 6187.24 | 0 | 0.07 | 0 | 553.6 | 21.67 | 9.36 | 22.38 | 48.51 | 40.51 | 62.96 | 5428.18 | |
| 人工林合計 | 549.25 | 0 | — | — | 0.61 | 8.60 | 9.23 | 21.75 | 48.51 | 33.26 | 45.45 | 381.84 | |
| 主要樹別面積 | スギ | 160.53 | 0 | — | 0 | 0 | 0.87 | 1.07 | 0.79 | 3.30 | 3.21 | 9.73 | 141.56 |
| | ヒノキ | 278.67 | 0 | — | — | 0.61 | 7.73 | 8.16 | 20.01 | 45.21 | 28.87 | 24.69 | 143.39 |
| | マツ | 3979.19 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | — | 0.95 | 0 | 1.18 | 23.40 | 3953.66 |
| | 広葉樹 | 1768.85 | 0 | 0.07 | — | 552.99 | 13.07 | 0.13 | 0.63 | 0 | 7.25 | 5.14 | 1189.57 |
| 天然林計 | 5637.99 | 0 | 0.07 | — | 552.99 | 13.07 | 0.13 | 0.63 | 0 | 7.25 | 17.51 | 5046.34 | |

令和元年度森林簿、森林資源構成表による

④保有山林面積規模別林家数

| 面積規模 | 林家数 | | | | |
|--------|-----|---------|---|-----------|---|
| ～ 1ha | — | 10～20ha | 1 | 50～100ha | — |
| 1～5ha | 1 | 20～30ha | — | 100～500ha | — |
| 5～10ha | 1 | 30～50ha | — | 500ha以上 | 1 |
| | | | | 総数 | 4 |

2020年農林業センサスによる

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

| 区分 | 路線数 | 延長 (km) | 備考 |
|---------|-----|---------|----|
| 基幹路網 | 4 | 3.14 | |
| うち林業専用道 | 0 | - | |

(イ) 細部路網の現況

| 区分 | 路線数 | 延長 (km) | 備考 |
|-------|-----|---------|----|
| 森林作業同 | | | |

(4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在該当なし

(5) 市町村における林業の位置づけ

①産業別総生産額

(単位：百万円)

| | | |
|-----------|-----------------|---------|
| 総生産額 (A) | | 235,324 |
| 内訳 | 第 1 次 産 業 | 2,059 |
| | 内 林業 (B) | 51 |
| | 第 2 次 産 業 | 116,214 |
| | 内 木材・木製品製造業 (C) | - |
| | 第 3 次 産 業 | 115,714 |
| (B+C) / A | | 0.02% |

平成 30 年度市町民経済計算による

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

| | 事業所数 | 従事者数 (人) | 現金給与総額 (万円) |
|------------------|------|----------|-------------|
| 全製造業 (A) | 139 | 7,212 | 3,414,934 |
| うち 木材・木製品製造業 (B) | 5 | 60 | 23,387 |
| B/A | 3.6% | 0.8% | 0.7% |

令和 2 年度工業統計調査による

(6) 林業関係の就業状況

| 区分 | 組合・事業者数 | 従事者数 | | 備考 |
|------|---------|------|------------|----|
| | | | うち 作業員数 | |
| 該当なし | | | | |
| 合計 | | | | |

(7) 林業機械等設置状況

| 区分 | 総数 | 公有林 | 森林組合 | 会社 | 個人 | その他 | 備考 |
|------|----|-----|------|----|----|-----|----|
| 該当なし | | | | | | | |

(8) 林産物の生産概況

| 種類 | 素材 | チップ | しいたけ | くり |
|----------|----|-----|------|----|
| 生産量 | — | — | — | — |
| 生産額(百万円) | — | — | — | — |

令和元年度兵庫県林業統計書による

(10) その他必要なもの

該当なし